

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
1	令和6年度国営昭和記念公園事務所大磯分室庁舎賃貸借	分任支出負担行為担当官関東地方整備局国営昭和記念公園事務所 所長 望月 一彦 (東京都立川市緑町3173)	令和6年4月1日	株式会社甲南アセット 兵庫県神戸市兵庫区大開通2丁目3番22号		当事務所において明治記念大磯邸園の整備に関する業務を所掌する大磯分室については、神奈川県平塚市にある「甲南アセット平塚ビル」を賃借し設置されている。 大磯分室庁舎の賃貸借契約については、行政事務を行うための場所として適当な場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借のため、当ビルの所有者である株式会社甲南アセットと契約を締結するものである。 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号	非公表	4,130,280	-		
2	R6昭和キャッシュレスシステム修理業務	分任支出負担行為担当官関東地方整備局国営昭和記念公園事務所 所長 辻野 恒一 (東京都立川市緑町3173)	令和6年7月16日	株式会社高見沢サイバネティックス 東京都中野区中央2丁目48番5号	7011201003197	本件は、国営昭和記念公園事務所の既設の入園管理装置に機能障害が発生した際の当該設備の修理を行うものである。 修理とは、設備の「機能・性能」を「復旧・回復」させるために行う作業であり、故障原因の追及・対処だけでなく、当該設備内の他の部分や同一設備で障害が発生する可能性の有無の検討や対策の立案等を含むものであり、単に部品交換を行うだけのものではない。 当該設備は、国営昭和記念公園事務所の業務目的を達成するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき、設計・開発・製作・納入したもので、その設計製作段階において工事契約または製造契約の受注者が有する特許権、実用新案権及び企業秘密等の知的所有権が多数使用されており、修理にあたっては受注者等が保持する技術が必要である。このことから、技術的要件等を兼ね備えている唯一の者である左記の業者を特定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出が無かったため、左記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号	10,142,000	9,955,000	98.15%		

公共調達 の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
3	R6 国営昭和記念公園こどもの杜汚水処理場改修	分任支出負担行為担当官関東地方整備局国営昭和記念公園事務所長 辻野 恒一 (東京都立川市緑町3173)	令和6年9月2日	日化メンテナンス株式会社 東京都千代田区東神田2丁目5番12号	4010001027005	<p>本件は、国営昭和記念公園内のこどもの森汚水処理場の膜カートリッジを交換するものである。汚水処理場の膜カートリッジが破損し、処理水の悪臭と濁りが取れないまま園内のトイレで再利用していた。そのため、トイレ周辺にも悪臭があり、こどもが利用する広場にあることから、公園利用者からも悪臭の苦情と改善の要望があった。そのため、破損した膜カートリッジを緊急に交換する必要が生じた。該当の汚水処理場は、左記業者が定期点検を行っているところである。そのため、処理施設に熟知し、速やかに修繕することが可能である。よって左記業者と契約を行うものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	8,030,000	8,030,000	100%		
4	R6 武蔵電気通信設備修理業務	分任支出負担行為担当官関東地方整備局国営昭和記念公園事務所長 辻野 恒一 (東京都立川市緑町3173)	令和6年10月3日	シンフォニアエンジニアリング株式会社 東京都新宿区西新宿2丁目7番1号	2190001006711	<p>本件は、国営昭和記念公園事務所の既設の電気通信設備に機能障害が発生した際の当該設備の修理を行うものである。修理とは、設備の「機能・性能」を「復旧・回復」させるために行う作業であり、故障原因の追及・対処だけでなく、当該設備内の他の部分や同一設備で障害が発生する可能性の有無の検討や対策の立案等を含むものであり、単に部品交換を行うだけのものではない。</p> <p>当該設備は、国営武蔵丘陵森林公園の業務目的を達成するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき、設計・開発・製作・納入したもので、その設計製作段階において工事契約または製造契約の受注者が有する特許権、実用新案権及び企業秘密等の知的所有権が多数使用されており、修理にあたっては受注者等が保持する技術が必要である。</p> <p>このことから、技術的要件等を兼ね備えている唯一の者である左記の業者を特定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。</p> <p>公募の結果、参加意思確認書の提出が無かったため、左記業者と契約を行うものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	2,602,072	2,602,072	100%		